**平成２４年（フ）第３３号**
広島県尾道市因島中庄町3297番地６
債務者　簀戸　善敬
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第８９号**
愛媛県松山市吉藤４丁目１番15号
債務者　中須賀　渚
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９２号**
愛媛県松山市衣山５丁目55番地18
債務者　兵頭　幸紀
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９６号**
愛媛県松山市石手白石184　フォーブル石手白石Ⅱ102号、住民票上の住所愛媛県松山市恵原町甲134番地
債務者　玉井　廣子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０６号**
愛媛県松山市朝生田町１丁目６番17号　村田アパート５号
債務者　長田　治仲
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５７号**
佐賀県佐賀市光２丁目８番451号、住民票上の住所佐賀県佐賀市北川副町大字光法1190番地５
債務者　山下　勇治
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
佐賀県佐賀市大和町大字梅野1569番地２
債務者　内藤　壽子
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５０号**
熊本県合志市豊岡2000番地52
債務者　江島　久利
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１５５号**
熊本市中央区八王寺町３番23号　池田ハイツ101
債務者　井上　菜月
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１７９号**
熊本市北区麻生田３丁目４番45号
債務者　仲摩　陽子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１８２号**
熊本県合志市須屋260番地７、申立時の住所熊本県合志市須屋1423番地１　ハイツ後藤Ａ105号
債務者　村崎　政美
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第２０１号**
熊本市東区長嶺東８丁目13番１―610号
債務者　尾方　容子
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第２０４号**
熊本県宇土市古保里町424番地１　エスポワール花園202
債務者　小山　大介
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第２０６号**
熊本市北区高平３丁目11番20号　高平アパート203
債務者　堀口　季大
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第５４号**
宮崎県えびの市大字島内1991番地
債務者　下原　久義
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第５５号**
宮崎県えびの市大字島内1991番地
債務者　下原ツサ子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第６７号**
沖縄県那覇市久米２丁目10番１―305号　シャトレブランシェ
債務者　眞喜志武志
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部